

＜介護保険で受けられるサービス — 在宅サービス一覧表＞

サービスの種類	サービスの概要	介護サービス	介護予防サービス
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、調理・掃除などの日常生活援助が受けられます。	○	総合事業
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車と専門職員が訪問し、入浴の介助が受けられます。	○	○
訪問看護	看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などが受けられます。	○	○
訪問リハビリテーション	専門家（理学療法士や作業療法士など）が訪問し、機能の維持回復のためのリハビリが受けられます。	○	○
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事などの療養上の管理・指導が受けられます。	○	○
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスや機能訓練が日帰りで受けられます。	○	総合事業
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院・診療所で、機能の維持回復のためのリハビリが日帰りで受けられます。	○	○
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。	○	○
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。	○	○
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等に入居している人が、食事・入浴などの介護や生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。	○	○
福祉用具の貸与	車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト・起き上がり補助用具・離床センサー・階段移動用リフト・自動排泄処理装置が貸し出しの対象となります。 ※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業所 から提示されます。	○ (要介護1の人は貸与品目に一部制限あり)	○ (貸与品目に一部制限あり)
福祉用具購入の支給	腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分の5種類の福祉用具購入費の一部を支給します。 ※1年度ごとに10万円（うち介護給付9万円、8万円又は7万円）まで購入できます。 ※指定事業者 以外で購入された場合、介護給付の対象となりません。	○	○
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、引き戸の新設、引き戸などへの扉の取り替え、段差解消、洋式便器への便器の取替えなど生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、改修費用の一部を支給します。 ※事前に申請が必要です。なお、事前申請・許可のない工事は対象になりません。 ※利用限度額は20万円（うち介護給付18万円、16万円又は14万円）で原則1回 ※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けても利用できます。 ※引越をした場合や要介護度が著しく高くなった場合は、再度支給を受けることができます。	○	○